諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和3年5月20日(令和3年(行情)諮問第200号)

答申日:令和4年9月22日(令和4年度(行情)答申第235号)

事件名:特定の質問主意書に対する答弁書に記載の「調査」の結果を記載した

文書等の一部開示決定に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月26日付け防官文第10393号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書

- ア 審査請求人は、平成18年5月15日付で横須賀地方総監から法務省に発簡された「横浜地方裁判所○○負害賠償請求事件の国家責任を問う損害賠償請求事件の調査について(回答)」(審査請求書別紙第1…以下第2の2(1)において「調査回報書」という。)の別冊第1の、護衛艦隊司令部幕僚長作成の「『たちかぜ』自殺事案について」、及び護衛艦隊司令部に保管されていた「たちかぜ自殺事件関連文書」こそが本件対象文書であると考える。以下、異議申立人(原文ママ)が考える経緯を述べる。
 - (ア) 平成16年10月27日, 護衛艦たちかぜの隊員Aが隊員Bの暴行・恐喝を苦に自殺した。
 - (イ) 同年11月5日,護衛艦隊司令部に自殺の原因究明・再発防止の ための一般事故調査委員会が設置された(審査請求書別紙第2・2 頁)。

- (ウ) 平成16年11月30日,調査の客観性を高めるため,調査は横 須賀地方総監部に移行された(審査請求書別紙第2・8頁,審査請 求書別紙第3,審査請求書別紙第4)。
- (エ) 平成17年1月27日, 横須賀地方総監は調査結果をまとめた (審査請求書別紙第5)。
- (オ)横須賀地方総監の調査結果は、隊員Bの暴行・恐喝に焦点をあてたもので、自殺原因に焦点をあてたものではなかった。そこで平成17年2月2日ないし3日、海上幕僚監部服務室長は横須賀地方総監部監察官に対し、「自殺原因調査はやるのか」と問い合わせた(審査請求書別紙第6…横須賀地方総監部監察官のメモ…4頁35項参照)。
- (カ) 平成17年2月8日付の海上幕僚監部の想定問答(審査請求書別 紙第7)には、「現在、護衛艦隊及び海幕等の隊員が、自殺者個人 の経済・生活環境や勤務環境等、その原因・背景について医学的見 地も含め調査中」とある。このような想定問答が作成された経緯は 不明であるが、海幕服務室長が上記のような質問を護衛艦隊司令部 にも発し、調査中との回答を得たのだとすればつじつまは合う。す なわち、遅くとも平成17年2月8日には、護衛艦隊司令部は調査 を開始しており、海幕もそれを把握していた。また、護衛艦隊が自 殺原因調査を開始した経緯は不明であるが,①海幕服務室長の問い 合わせを受けて調査を開始したと考えられるほか、②もともと護衛 艦隊司令部は11月5日から調査を開始しており、横須賀地方総監 部の調査では焦点をあてられなかった自殺原因については当然に調 査を継続していたとも考えられる。そして、護衛艦隊司令部で自殺 原因調査を行っていたのは、護衛艦隊司令部において事故調査を担 当する、安全主任幕僚らであった(審査請求書別紙第8…平成26 年10月~12月に実施された海幕情報公開室長による聞き取り調 查結果参照。)。
- (キ) 平成17年2月22日の特定議員の質問に対し、同年3月8日、小泉純一郎内閣総理大臣が答弁した(審査請求書別紙第9)。その2~3頁第5項には、「海上幕僚監部等において、自殺をした隊員の経済状況や生活及び職場の環境等様々な観点から、その原因及び背景について、医学的見地も含め調査を行っているところ」とある。表現の類似性から、ここに言う「調査」とは審査請求書別紙第7に言う護衛艦隊司令部の自殺原因調査と同一の調査を指すことは明らかである。ひいては、答弁書を起案するのが防衛庁内局文書課であることから、遅くとも平成17年3月8日の時点で、防衛庁内局及び海幕が、護衛艦隊司令部において自殺原因調査を実施しているこ

- とを把握していたのは明らかである。このことは、同日の防衛庁内局の記者対応メモ(審査請求書別紙第10)にもほぼ同じ言い回しがあることからも裏付けられる。
- (ク) 平成17年6月,写真週刊誌にたちかぜ事件に係る記事が掲載された際の想定問答(審査請求書別紙第11)によると,この時点で護衛艦隊司令部の調査はとりまとめの段階に入っていた。
- (ケ) 平成18年1月31日,護衛艦隊司令部安全主任幕僚らは自殺原 因調査報告書を完成させ,護衛艦隊司令部幕僚長を経て,護衛艦隊 司令官に報告した。なお,調査報告書をまとめるにあたって活用さ れた下資料は現存している(審査請求書別紙第12…情報公開請求 で明らかにされた,護衛艦隊司令部保有のたちかぜ関連文書参照。 なお,この下資料も平成25年度(行情)答申第89号事件(審査 請求書別紙第13)に係る開示対象文書,ひいては本件開示請求対 象文書にあたる。)。
- (コ) 平成18年4月のたちかぜ訴訟提起後,特定職員Aは護衛艦隊司令部から自殺原因調査報告書を受領し,調査回報の別冊として発簡した(審査請求書別紙第14…たちかぜ訴訟における特定職員Aの証人調書(抄)参照。)。
- (サ) その後たちかぜ訴訟において、自殺原因について護衛艦隊司令部 自殺原因調査報告書に沿った主張をするかどうかが、指定代理人の 間で検討された。その過程で、相談を受けた特定職員Bは、護衛艦 隊司令部自殺原因調査報告書を目撃した(審査請求書別紙第15… 平成25年度行情(答申)第89号(原文ママ)6頁3~4行目に 言う「確認」の結果参照。)。
- イ 次に、本件開示請求に関連・類似する開示請求事件の処理の過程で、 処分庁は不可解・不合理な説明をして「護衛艦隊司令部調査報告書は、 平成17年3月8日の答弁書に言う『調査』とは別に実施されていた 内部調査の結果をまとめたものだ」などと言っているが、これについ て反論しておく。
 - (ア)まず、処分庁の主張によれば、ほぼ同一内容の自殺原因調査が、 安全主任幕僚を中心とするグループのほか、別の者にも命ぜられた ということなのか。そうだとすれば、なぜそのような非効率的なこ とをする必要があったのか。
 - (イ)また「もっぱら護衛艦隊内部の調査」が、護衛艦隊司令部で事故 調査を担当する安全主任幕僚に命ぜられる一方で、より重要な「対 外的発表も有り得る調査」がわざわざ別の者に命ぜられたのはなぜ なのか(逆ならまだわかるが。)。
 - (ウ) また、「対外的発表も有り得る調査」を命ぜられた者は「検証の

結果、本人の供述が得られない以上事実関係の裏付けが取れず、これ以上の調査は行うことができないと判断したことから、改めて『調査(自殺の原因・背景についての調査)の結果を記した文書』は作成しなかった」ということであるが(平成25年度(行情)答申第89号5頁19~22行目)、護衛艦隊司令官や護衛艦隊司令部幕僚長は担当者のこの説明に納得したのか。仮にこんなことを言ったとしたら、「現に安全主任幕僚らは調査の結果を記した文書を作成している。おまえも作れるはずだ。」と叱られるはずではないか、また、仮に調査を断念したとすれば、海幕や内局に報告があるはずだ。「報告も、打ち切りの許可もなく、自然消滅した」というのだろうが、あまりにも不自然ではないか。

- (エ)また、調査の下資料は「今後、使用される見込みがなく、また、この調査対象が隊員個人に係る機微な内容を含むものであったことから廃棄された」とのことである(平成25年度(行情)答申第89号7頁下から3~5行目)。しかし、たちかぜ事件は事件発生当初から民事訴訟に発展することが予想されていたのに、なぜ「今後、使用される見込みがなく」などと言えるのか。また、「隊員個人に係る機微な内容を含むものであったことから廃棄された」のであれば、なぜ護衛艦隊司令部に事故関係の文書が残っているのか(審査請求書別紙第12参照)。特に遺書などは「機微な内容を含むもの」の中の最たるものだが、なぜこれは残っているのか。
- (オ) また、審査請求書別紙第15によれば、特定職員Bは自殺原因調査報告書を目にしていたという。そして、理由説明書を起案した者は「特定職員Bが見た後、破棄された」というそれなりに妥当な推論をしている。これがなぜ、「最初から報告書は作られなかった」に変わってしまったのか。
- (カ)また、平成25年度(行情)答申第89号の異議申立人は、平成18年当時のたちかぜ訴訟担当者が自殺原因調査報告書を目撃していたと主張しているが、別紙第15を見ると、諮問庁は平成18年当時の担当者を調査せず、もっぱら「周辺的」なことばかり調べている。また、関係者から聞き取りをするにあたっても、異議申立人の言葉を微妙に改変している。「わざと見つからないように探していた」としか思えない。現に特定職員Aが自殺原因調査報告書を記憶していた以上、平成18年当時の担当者から聞き取り調査していれば、文書を発見できていた可能性が高い。

(キ) (略)

(ク)また、審査請求書別紙第8によると諮問庁は「別紙第1別冊1 (原文ママ)は特定議員の質問を受けて作成されたものではないか

- ら対象文書ではない」「別紙第1別冊1 (原文ママ) は護衛艦隊の 内部調査だから対象文書ではない」と言いたげであるが,護衛艦隊 司令部の調査開始は国会質問より前であり,その調査開始の事実を 踏まえて答弁書が作成されたのであるし,また本件開示請求は別段 「内部調査文書を除く」とはしていないから,理由にならない。
- (ケ) また、百歩譲って自殺原因調査が2つあったとしても、別紙第1 別冊1(原文ママ)は平成17年2月以降護衛艦隊司令部としてお こなっていた自殺原因調査の一環として役立ったとは言えるのでは ないか。すると、調査の過程で取得された文書として、やはり開示 請求文書にあたるのではないか。
- (コ)また諮問庁は、本件と類似する別件開示請求1において「別紙第1別冊1(原文ママ)が対象文書であるとの『確証』が得られなかった」という趣旨のことを述べるが(平成27年度(行情)答申第912号(28.3.25))、この論理で行けば、いかに審査請求人の側で対象文書らしきものを示しても、「『確証』が得られない」と言い続けていれば、文書の特定・開示をずっと拒否できることになりかねない(「確証」が主観的なものである以上、審査請求人の側でそれを否定するのは困難である。)。むしろ、審査請求人の側で対象文書として矛盾の無い文書の存在を証明すれば、それが対象文書であるという「事実上の推定」が働き、反証無き限り諮問庁・処分庁はそれを対象文書として特定・開示すべきではないか。万一後日それが対象文書ではないと判明したとしても、特定・開示された文書は法に基づき適切に黒塗りが施されているはずであるから、何人も傷つけない。
- (サ) なお, 諮問庁の説明の不自然・不可解・不合理さについては, 平成25年度(行情) 答申第89号でも指摘されている。
- (シ)なお、処分庁は、防官文第8155号(28.4.15)の開示決定において(審査請求書別紙第18・審査請求書別紙第19)、「調査」をおこなっていた部隊・期間がわかる文書として審査請求書別紙第10及び「護衛艦『たちかぜ』暴行等事案関連想定(05/02/08)」(審査請求書別紙第7)を挙げている。審査請求書別紙第10及び審査請求書別紙第7によると、平成17年3月の内閣総理大臣答弁に言う「海上幕僚監部等」とは、海上幕僚監部及び護衛艦隊を指すということである。換言すれば、「たちかぜ1等海士自殺事件」に係る自殺原因調査報告書は、海上幕僚監部及び護衛艦隊で作成することになっていたということである。そして、護衛艦隊で作成することになっていたということである。そして、護衛艦隊では、「たちかぜ自殺事案について」(18.1.31 護衛艦隊司令部幕僚長)という報告書を作成していた。これは平成1

7年3月の内閣総理大臣答弁に言う「『調査』の結果を記した文書」にあたるのではないか。仮に、「調査」を行う(自殺原因を判断する)のが防衛省であり、護衛艦隊は下請けに過ぎないと解釈するとしても、「たちかぜ自殺事案について」(18.1.31 護衛艦隊司令部幕僚長)は、「『調査』の結果を記した文書…(の)下資料」か、少なくとも「調査のために収集・取得された文書」にあたるのではないか。

もし護衛艦隊が「海上幕僚監部等」に含まれ、なおかつ本件開示対象文書に護衛艦隊が作成した「たちかぜ自殺事案について」(18.1.31 護衛艦隊司令部幕僚長)が含まれないとすれば、どういう論理になるのか、審査請求人には皆目見当がつかない。それとも、審査請求書別紙第10及び審査請求書別紙第7が「調査」を担当した部隊等がわかる文書だということまでは認めるが、護衛艦隊が調査を担当していたことは認めないということなのか。

(ス) (略)

(2) 意見書1

アはじめに

(ア)まず諮問庁は、「その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要した」などと述べているが、こうした言い訳は、同様に諮問が遅延した事件に係る答申(令和2年度(行情)答申第347号・348号…令和2年11月10日等)で一蹴されており、理由にならない。かかる答申が出たにもかかわらず、諮問庁がかかる言い訳を繰り返しているのを見ると、「情報公開・個人情報保護審査会には従わない」という諮問庁の強固な意志が感じられるが、諮問庁はかかる考えを改めるべきである。

更に言えば、諮問庁が「その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらに『も』対応しており」と言っているのは嘘である。平成17年の関係省庁申合せによれば、審査請求から原則として30日以内、特別な事情がある場合でも90日以内に情報公開・個人情報保護審査会への諮問等をすることとされているが、防衛省公文書監理室においては、審査請求への対応は90日どころか、平均約5年間を要している。そして、審査請求から約5年が経過した案件から順番に、理由説明書の「テンプレート」に沿って理由説明書(ひいては諮問)の準備にかかるのである。すなわち、そうした案件は約5年間何の対応も為されず「塩漬け」にされているのであるから、「それら(他の審査請求等)に『も』対応しており」と言うのは正しくなく、「それ

ら(他の審査請求等)に『だけ』対応しており」と言うのが正しい。 かかる長期間の塩漬け対応(文字通りの「塩対応」と言うべきか) は、長い時間の経過による資料の散逸・記憶の風化により、審査請 求人の意見書作成その他の対応を困難にするばかりでなく、各幕行 政文書管理室・各幕主管課の対応を困難にするので、改善して頂き たい。

とりあえず、何年かけても上記のようなテンプレート的な理由説明書しか作れないのであれば、現在抱えている数百件の塩漬け審査請求につき、直ちにテンプレート的な理由説明書を作成して諮問し、滞貨一掃されたい。

- (イ) 更に言えば、諮問庁・処分庁は今回の理由説明書で「同一文書が対象となった…平成25年度(行情)答申第89号により、本件対象文書のほかに開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であるとの情報公開・個人情報保護審査会の判断を得ている。」などと述べているが、これは相当重大な問題をはらんでいる。
 - (略)諮問庁・処分庁はよくイケシャアシャアとこのようなことが言えたものである。その点は措くとしても、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)」1①には「諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにする」とあり、同(1)には「改めて調査・検討等を行う必要性が低い事案」の例として「過去に審査会に諮問し、原処分が妥当である旨の答申が出ている事案と同様の事案について、同様の不服申立てが行われていて、これをそのまま当てはめられる場合」が挙げられている。諮問庁・処分庁が過去の答申を盾にするのであれば、30日以内に諮問しなければならなかった。すなわち、諮問庁・処分庁は、何の理由もなく4年半も諮問を遅らせたことになる。諮問庁・処分庁には猛省を求めたい。

イ 開示請求について

本件開示請求対象文書は、「付紙(審査請求人註…特定議員の質問主意書に対する、平成17年3月8日付内閣総理大臣答弁書…以下第2の2(2)において「平成17年答弁書」という。)2頁から3頁に言う『調査』(自殺の原因・背景についての調査)の結果を記した文書及びその下資料いっさい。調査が終結していない場合は、その調査のために収集・取得された文書いっさい。」、すなわち、平成16年10月に発生した護衛艦たちかぜいじめ自殺事件におけ

- る, 1等海士の自殺の原因・背景についての調査報告書及び下資料である。これに「『たちかぜ』自殺事案について(報告)」(平成18年1月31日 護衛艦隊幕僚長)…以下第2の2(2)において「護衛艦隊報告書」と言う。意見書1別紙第1)が該当することは明らかである。(略)
- (ア)ないし(ウ)(略)
- (エ) また、平成25年度(行情)答申第89号(意見書1別紙第2) の5頁2~4行目には、「異議申立人が関係者からの事情聴取を要 望していることから、改めて関係者に対して『確認』を行ったが、 異議申立人が主張する事実は確認できなかった。」とあるが、その 「確認」の過程で防衛省・海上幕僚監部が作成した文書(防衛省内 局情報公開室・海上幕僚監部情報公開室・海上幕僚監部法務室の間 でやりとりされたメール)が意見書1別紙第9~同第12である。 ここで「護衛艦隊報告書」は,「事故調2」という名称で言及され ている(なお、「事故調『2』」というのは、平成17年1月27 日付で海上自衛隊横須賀地方総監部から発簡された事故調査報告書 に続く、護衛艦たちかぜいじめ自殺事件に係る2番目の事故調査報 告書という意味である。また、「事故調2『アレンジバージョ ン』」と呼称されているものは、たちかぜいじめ自殺事件の遺族に よる国家賠償等請求訴訟に,護衛艦隊報告書に(個人情報に係る部 分などに)一部マスキングをしたうえで、書証として提出すること が検討されていたものである。)。(略)護衛艦隊報告書は、たち かぜ訴訟の調査回報書(国を被告とする民事訴訟が提起された後, 担当行政庁から法務局に、事件の概要と訴訟方針について通知する 文書…横監総第948号 平成18年5月15日 (意見書1別紙第 13))の別冊として横浜地方法務局に提出されていた。特定職員 Cは担当として当然調査回報書を読んでいたはずであり、護衛艦隊 報告書の存在を知っていたはずである。同じく意見書1別紙第9~ 同第12に登場する特定職員Dもそうである。すなわち、特定職員 Cと特定職員Dは、護衛艦隊報告書の存在を知りつつ、隠蔽したの である。もちろん,たちかぜ事件に対する海上自衛隊の出鱈目な対 応ぶりを見れば、特定職員Cと特定職員Dが調査回報書も読まずに 「手抜き仕事」をしていた可能性はあるが,通常は考え難い。特定 課室Aは,特定職員Cと連絡がとれるはずであるから,事情聴取を されたい。同様に、特定職員Dにも事情聴取をされたい。更に言え ば、意見書1別紙第14は平成27年10月5日付で東京法務局長 宛に為された行政文書開示請求「『たちかぜ訴訟』に関する東京法 務局と海上自衛隊の打ち合わせの内容が記載された文書(期日外経

外経過通知書等)で、以下のもの。『1等海士の自殺原因に関する 調査報告書(調査回報書の一部を構成)を訴訟に提出するかどうか, あるいは自殺原因についてそれに基づいた主張をするかどうか検討 した内容が書かれたもの。』」に対して開示された文書(経過報 告)である。この打ち合わせが実施されたのは平成19年2月7日 であり、特定職員Dがたちかぜ訴訟の担当者(指定代理人)だった 時期である。すなわち、調査回報書の一部であった護衛艦隊報告書 をたちかぜ訴訟に提出するかどうか等につき、法務局と海上自衛隊 の間で議論されていたのであり、特定職員Dは護衛艦隊報告書の存 在を知っていたのである。要するに、意見書1別紙第9~同第12 で特定職員 F はとぼけているのである。また, 平成 1 7 年答弁書と 平成28年答弁書に係る質問主意書を提出した特定議員はたちかぜ 訴訟の原告代理人弁護士であり、平成18年夏に行われたたちかぜ 訴訟の東京地裁第1回口頭弁論で、平成17年答弁書にあった自殺 原因調査報告書を早くまとめて提出するよう、被告国側指定代理人 (部付検事) に迫っているのである。もし護衛艦隊報告書が平成1 7年答弁書に言う自殺原因調査報告書に該当しないとすれば,次の 口頭弁論あたりで「調査は調査不能により終結した」と特定議員に 回答できたはずで、このような検討が為されるはずは無いのである。 この点からも、特定職員Cと特定職員Dの言っていることは虚偽で ある(なお本件は、審査請求を経て、情報公開・個人情報保護審査 会に諮問され、平成28年9月29日に答申が出ている(平成28 年度(行情)答申第361号)。情報公開・個人情報保護審査会は, 本答申の一件書類を調べれば、意見書1別紙第14を黒塗りの無い 状態で読むことができる。)。

(オ)意見書1別紙第15は、平成25年度(行情)答申第89号(意見書1別紙第2)に関連し防衛省内でやりとりされたメールであるが、その3頁には「当方で、もう1名、名指しされている特定職員 Eに聞いたところ、異議申立人が言っているように、調査結果の案の文書の提示を受けたが、裏付け資料を整理して修正するよう指示した記憶があるとのこと」とある。これは、平成25年度(行情)答申第89号(意見書1別紙第2)の異議申立書からの引用部分「『たちかぜ』に係る民事訴訟の第1回口頭弁論(平成18年5月)の際、国会議員兼弁護士であり、原告の代理人を勤めていた特定議員は、被告代理人の部付検事に対し、本件調査を速やかに完了し、調査結果を提出するよう迫った。部付検事はこれを了解した。その後平成18年6月頃、調査結果の案を護衛艦隊幕僚長がまとめた。そしてその案を特定課室Bの特定職員EがB弁護士(原文マ

- マ)の下に持参しチェックを受け、一応完成となった。ところが、特定役職Aが当該調査結果を訴訟に提出しようとしたところ、特定課室Cの特定役職Bが『裏が取れないから』と許可しなかったのである。」に対応する(2頁2~11行目)。(略)このことからも、特定議員の質問主意書に対する平成17年答弁書に言う「調査」の結果が、護衛艦隊報告書(意見書1別紙第1)であることは明らかである。なお、聞くところによると特定職員Fは、特定役職Cだった特定年月に、「『調査結果』とは別の調査結果(「自殺事案後のアフターケアについて」)のことだ。これを護衛艦隊報告書のことだなどとする推測は破綻している。誤解だ。」などと喚いたそうであるが、真正に成立した公文書(民事訴訟法228条2項)であるメールに書かれている以上、それが真実でないと言うなら、特定職員Fの方が反証を挙げるべきではないか。
- (カ) 諮問庁・処分庁が、調査報告書は作成していないと言い張るのであれば、令和2年度(行情) 答申第26号事件(意見書1別紙第16)に係る開示請求で特定された文書が調査の下資料と思われるので、開示すべきである。(略)
- (3) 意見書2 (略)
- (4) 意見書3 (略)
- (5) 意見書4(略)
- (6) 意見書5
 - ア ロ頭による意見陳述の申立てについて

情報公開・個人情報保護審査会設置法10条1項の規定に基づき、 口頭による意見陳述を申立てたい。10年以上に渡り、諮問庁・処 分庁(防衛省)が不自然・不合理な主張を繰り返しているため、国 民の一人として非常に苦しく、悔しく、腹立たしい思いをしている ことから、それを情報公開・個人情報保護審査会の委員の先生方に わかって頂きたいからである。「不自然・不合理な主張」とは、以 下のとおりである。

- ①平成17年3月の内閣総理大臣名の答弁書で、国会譲員に対し、たちかぜいじめ自殺事件における自殺原因について調査中と表明しながら、一方的に調査を打ち切ったうえ、当該国会議員にその旨を通知しなかったと主張していること。(平成25年(行情)答申第89号 平成25年7月8日参照)
- ②「検討」しただけで、調査の過程で文書は作成しなかったなどと主張していること(同…「検討」はすべて口頭で、あるいは担当者の頭の中だけでやっていたということか?)しかも、当時の想定問答等に、この主張と矛盾した記述がみられること。

- ③調査の下資料を、今後活用される見込みが無いうえ、センシティブな資料を含むので破棄したと言いながら、護衛艦隊司令部で遺書を含む大量の資料が保管されていたこと。(同…遺書等はいつ、誰が、何のために再び集めた?そもそも破棄したというのがウソで、ずっと保管していた?)
- ④平成28年2月の内閣総理大臣名の答弁書で,「護衛艦隊司令部幕僚長としてではなく,防衛省として調査打ち切りを決定した」などと言いながら,防衛省の誰が,いつ打ち切りの意思決定をしたのかわからないなどと言っていること。また,防衛省として調査打ち切りの意思決定をするのであれば,その前に実際に調査を担当している護衛艦隊司令部等に調査状況を確認する等するのが自然であるのに,それを示す文書が無いこと。
- ⑤具体的根拠も示さず、「たちかぜ自殺事案について(18.1.31 護衛艦隊司令部幕僚長)」が、平成17年3月答弁書に言う「調査」の報告書に当たらないとしていること。(平成17年3月答弁書に言う「調査」は、①たちかぜいじめ自殺事件に関する②護衛艦隊司令部等が作成した③自殺原因調査であるが、防衛省は①②③以外にどんな要件が必要だと考えているのか。そして、それがどう満たされないと考えているのか。)
- ⑥⑤の主張に関し、情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申を 盾にしていること(答申は、文書不存在について、将来に渡って 「お墨付き」を与える趣旨のものなのか?)

可能であれば、口頭意見陳述の場に防衛省の担当者に来ていただき、 上記の点について具体的説明を求めたい。

イ (略)

(7) 意見書6

ア 諮問庁・処分庁が、過去の情報公開・個人情報保護審査会の答申を 盾にし、なぜ「たちかぜ自殺事案について」(平成18年1月31 日 護衛艦隊司令部幕僚長)が対象文書に当たらないかについての 具体的主張をすることなく、原処分(不開示決定)を妥当としてい ることについて

表記の点について, 反論しておく。

情報公開・個人情報保護審査会の答申の意義は、行政機関の長による違法・不当な不開示決定から、開示請求者を救済することにあるところにあると考えられる(行政不服審査法1条1項参照)。そして、情報公開・個人情報保護審査会の答申は、法的拘束力が無いことから、行政機関の長は、言わば答申を(やや誤解を招く表現ではあるが)「参考」にするという位置付けになると思われる。

そして、情報公開・個人情報保護審査会は、諮問庁・処分庁と、審査請求人の双方が答申の時点までに提出した資料に基づいて答申するのであるから、過去の諮問事件において提出されなかった資料が、同一文書を対象とする新たな諮問事件で提出された場合には、過去の答申に拘束されることなく、当該新たな資料に基づいて改めて審査を行ない、答申すべきである。したがって、本件諮問事件と同一の文書を対象とする平成25年度(行情)答申第89号事件の際は、答申までに「たちかぜ自殺事案について(平成18年1月31日護衛艦隊司令部幕僚長)」が提出されていなかったのであるから、情報公開・個人情報保護審査会は、平成25年度(行情)答申第89号に拘束されることなく、改めて「たちかぜ自殺事案について」が対象文書にあたるか否かを審査し、答申すべきである。(略)

イ (略)

- (8) 意見書7(略)
- (9) 意見書8

諮問庁・処分庁が、本件と関連する不開示決定を出したので、これに合わせて意見を述べる。

すなわち,

①付紙2頁から3頁(3枚目から4枚目)に言う「調査」(自殺の原因背景についての調査)の結果を記した文書及びその下資料いっさい。調査が終結していない場合は、調査のために収集・取得された文書いっさい。(「自殺事案後のアフターケアについて(報告)」及び「一般事故調査結果」(横監監察第166号17.1.27)を除く。)

②①にはあたらないが、たちかぜいじめ自殺事件に係る、自殺原因調査報告書。(「自殺事案後のアフターケアについて(報告)」及び「一般事故調査結果」(横監監察第166号17.1.27)を除く。)

を対象とする開示請求に対し、諮問庁・処分庁は、防官文第9317号(令和4年5月12日…意見書8別紙第0)で不開示とした。

まず、①の対象文書に「たちかぜ自殺事案について」(護衛艦隊司令部幕僚長 平成18年1月31日)が該当するはずである。本件(令和3年(行情)諮問第200号・第201号事件)と共通して言えることであるが、「たちかぜ自殺事案について」が①の文書として矛盾が無いのは明らかである。違うと言うのであれば、「挙証責任の転換」の法理により、処分庁は「具体的に」反論されたい。

仮に①に該当しないとしても、少なくとも②には該当するはずであるが、驚いたことに処分庁は②に該当することさえ認めない。平成28年1月25日付の、特定議員の質問主意書(質問第83号…意見書8別紙第1)における「防衛省・海上自衛隊は、『たちかぜ』事件における被

害者の自殺原因等に関する調査報告書を作成したか。作成したのであれ ば、当該報告書の名称、作成年月日、作成部署と併せて明らかにされた い。」という質問(意見書8別紙第1 2頁後ろから1~2行目)に対 し、平成28年2月2日付の安倍晋三首相の答弁書(答弁第83号…意 見書8別紙第2)で、「平成十六年に発生した護衛艦『たちかぜ』乗員 であった隊員の自殺事案に関連し調査した結果を取りまとめた行政文書 としては, 平成十七年一月二十七日に海上自衛隊横須賀地方総監部が 『護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査結果について(通知)』を、同月 二十八日に海上幕僚監部衛生企画室が『自殺事案後のアフターケアにつ いて(報告)』を、平成十八年一月三十一日に海上自衛隊護衛艦隊司令 部幕僚長が『「たちかぜ」自殺事案について(報告)』を作成してい る。」と答弁しているではないか(意見書8別紙第2 1頁4~8行 目)。答弁書が間違っていると言うのか。もはや処分庁は、錯乱状態に あるのではないか。「たちかぜ自殺事案について」をいかにして開示し ないかで頭がいっぱいになっており、過去の説明との整合性もわからな くなっているのではないか。

なおこれに加えて、処分庁は不開示理由で「保有を確認できなかったことから」などとしているが、これは令和4年2月17日付の令和3年度(行情)答申第532号(意見書8別紙第3)の6頁「4 付言」を無視するものである。

- (10) 意見書9 (略)
- (11) 意見書10(略)
- (12) 意見書11 (略)
- (13) 意見書12 (略)
- (14) 意見書13
 - ア 再論・護衛艦隊報告書が本件開示請求対象文書に該当することについて

令和4年度(行情)答申第188号(令和4年8月10日…意見書13別紙第1)により、平成17年3月8日付答弁書(意見書13別紙第2)2~3頁(3~4枚目)の「現在、海上幕僚監部等において、自殺をした隊員の経済状況や生活及び職場の環境等様々な観点から、その原因及び背景について、医学的見地も含め調査を行っているところ」という記述に言うところの「等」が、護衛艦隊司令部であることを、情報公開・個人情報保護審査会が認めてくださったようであり、諮問庁(防衛省)も認めたようである。以下、それを前提に議論を進める。

上記前提によれば、平成17年3月8日の時点で護衛艦隊司令部において実施されていた自殺原因・背景調査の結果が、後日報告書と

してまとめられたとすれば、その報告書が「(答弁書)2頁から3 頁(3枚目から4枚目)に言う『調査』(自殺の原因・背景につい ての調査) の結果を記した文書」すなわち本件開示請求対象文書で ある。そして、その点については、実は諮問庁は既に「自白」して いる。すなわち、本件と関連する行政文書開示請求に係る文書探索 の過程で、平成26年当時の海上幕僚監部情報公開室長が、平成1 6~18年の護衛艦隊司令部の担当者から聞き取り調査をした結果 をまとめた文書(意見書13別紙第3)の1頁下から4~12行目 によれば、「平成17年1月27日付、横監の一般事故調査報告書 が発簡された。…引き続き護衛艦隊司令部では、自殺の背景・原因 等について入手した情報をまとめ上げる作業を実施し,当該調査報 告書は、安全主任幕僚〇〇〇〇(当時)がほぼ一人で執筆した。… 当該報告書は…平成18年1月31日付,護衛艦隊司令部幕僚長か ら護衛艦隊司令官への報告書という形でまとめられ、作業は終了し た。」とある。すなわち、「平成17年1月27日」から「引き続 き」護衛艦隊司令部で自殺原因調査を実施し、「平成18年1月3 1日」に「まとめられ」たわけであるから、その間の平成17年3 月8日の時点では当然調査中であった。したがって、平成18年1 月31日付の護衛艦隊報告書こそが、「(答弁書)2頁から3頁 (3枚目から4枚目)に言う『調査』(自殺の原因・背景について の調査)の結果を記した文書」すなわち本件開示請求対象文書であ る。平成25年度(行情)答申第89号(平成25年7月8日…意 見書13別紙第4)7頁5~9行目で「隊員の自殺原因の特定につ いて、検証を進めるに当たり、自殺者本人が存在せず、また、その 原因の裏付けとなる情報が少なく、更には『自殺事案後のアフター ケアについて(報告)(発簡年月日:17.1.28)』(本件対 象文書)中の自殺した隊員の性格分析等を越える検証が困難であっ たため、これを断念」したなどと述べているが、そのように「断 念」した事実は無いのである。また、7頁下から10~15行目で 「①『一般事故調査結果』(発簡年月日:17.1.27),及び ②『自殺事案後のアフターケアについて(報告)』(本件対象文 書)の完成後においても、答弁書等の記述にあるように、別の観点 から隊員が自殺した原因についての調査を検討していたものの、実 際には①及び②の内容を越える調査結果を求めることは不可能であ るとの判断から、調査の検討に留まるものであった。」などとも述 べているが、かかる「判断」をした事実も無いのである。護衛艦隊 司令部では、平成17年1月27日から、平成18年1月31日ま で、「断念」などすることなく切れ目無く調査を続け、護衛艦隊報 告書を完成させたのである。平成25年度(行情)答申第89号 (平成25年7月8日…意見書13別紙第4)7頁5~9行目の記述は、特定職員Gらが、当時の護衛艦隊司令部担当者らへの聞き取り調査すらすることなく、「護衛艦隊報告書は作成されなかった」という虚偽の結論から逆算して作り出した、「作り話」である。

あるいは諮問庁(防衛省)は、平成28年2月2日付答弁書(意見 書13別紙第5) $3\sim4$ 頁($4\sim5$ 枚目)にあるように、「これ以 上の調査を行うことができないとの判断は、防衛省として行ったも のであり、『たちかぜ自殺事案について(報告)』を作成した海上 自衛隊護衛艦隊司令部幕僚長が判断したものではない。」などと主 張するかもしれない。しかし、防衛省(内部部局)として「これ以 上の調査を行うことができるかどうか」の判断をするのであれば, 実際に調査をおこなっている「海上幕僚監部等」、すなわち海上幕 僚監部と護衛艦隊司令部に問い合わせ, どのような資料を持ってい るか、調査の進捗状況はどうか確認するのが筋ではないか。そして 現に、護衛艦隊司令部は、①「一般事故調査結果」(意見書13別 紙第6)を作成した横須賀地方総監部事故調査委員会,及び②「自 殺事案後のアフターケアについて(報告)」(意見書13別紙第 7)を作成した海上幕僚監部衛生企画室が持っていないような資料 を多数持っており、護衛艦隊報告書には①②に書かれていないよう な内容が数多く盛り込まれていた。(略)実際に調査をおこなって いる護衛艦隊司令部に問い合わせていれば,「①及び②の内容を越 える調査結果を求めることは不可能」だの、「これ以上の調査を行 うことができない」だのといった回答をするはずが無いのである。 要するに、平成28年2月2日付答弁書(意見書13別紙第5)3 ~4頁(4~5枚目)に書かれていることは,防衛省内部部局文書 課の国会担当者が、当時の担当者から聞き取りをすることもなく、 行政文書などのエビデンスにあたることもなく、頭の中だけで、机 の上だけで考えた「作り話」なのである。諮問庁(防衛省)は、平 成28年2月2日付答弁書(意見書13別紙第5)3~4頁(4~ 5枚目)の記述のエビデンスを示さないばかりか、そのような判断 をいつ・誰がやったのかわからないなどと言っている。そんな馬鹿 な話があるか!

イ 下資料について

本件開示請求対象文書には,護衛艦隊報告書のほか,その「下資料」も含まれる。以下,「下資料」であると考えられる文書を挙げる。

(ア)①「一般事故調査結果」(意見書13別紙第6)及び②「自殺事

案後のアフターケアについて(報告)」(意見書13別紙第7)は、 護衛艦隊報告書において明らかに引用されているうえ、平成25年 度(行情)答申第89号(平成25年7月8日…意見書13別紙第 4)において諮問庁(防衛省)が護衛艦隊司令部において参考にし たと事実上認めているのであるから、「下資料」に含まれると考え られる。

(イ)また、令和2年度(行情)答申第26号(意見書13別紙第10)に係る行政文書開示請求で開示された文書は、護衛艦隊司令部にあったたちかぜ事件関連の文書であり、護衛艦隊報告書作成にあたり参考にされたと考えられるから、「下資料」に含まれると考えられる。

この点、諮問庁(防衛省)は、平成25年度(行情)答申第89号(平成25年7月8日…意見書13別紙第4)7頁下から4~7行目で「当該調査が断念されたことにより、その検討に用いられた資料が、既に完成していた①及び②以上の内容が得られず、今後、使用される見込みがなく、また、この調査対象が隊員個人に係る機微な内容を含むものであったことから廃棄された」などと主張しているが、廃棄されたのならなぜ令和2年度(行情)答申第26号(意見書13別紙第10)別紙(7~8頁)にあるような文書が護衛艦隊司令部に存在するのか。特に遺書などは、「隊員個人に係る機微な内容を含むもの」の最たるものであるが、一度廃棄した後、わざわざもう一度集めたのか。それはいつ、誰が、何の目的でやったことか(要するに、平成25年度(行情)答申第89号(平成25年7月8日…意見書13別紙第4)7頁下から4~7行目の記述は、「護衛艦隊報告書が作成されていない」という虚偽の結論から逆算した、特定職員Gらによる作り話なのである。)。

更に言えば、「その検討に用いられた資料が、既に完成していた ①及び②以上の内容が得られず、今後、使用される見込みがなく」 などという判断が為されるはずはない。なぜなら、護衛艦たちかぜ いじめ自殺事件は、遺族から民事訴訟が提起されることが予想され ていたからである。すなわち、本件と関連する行政文書開示請求に 係る文書探索の過程で、平成26年当時の海上幕僚監部情報公開室 長が、平成16~18年の護衛艦隊司令部の担当者から聞き取り調 査をした結果をまとめた文書(意見書13別紙第3)の2頁1~2 行目によると、聞き取り対象者は「将来訴訟に使われる可能性も考 慮し、海幕と相談しながら作成したのではないか。」と述べている。 また、意見書13別紙第3とは異なる、本件と関連する行政文書開 示請求に係る文書探索の過程で、平成26年当時の海上幕僚監部情 報公開室長が、平成16~18年の護衛艦隊司令部の担当者から聞 き取り調査をした結果をまとめたもう一つの文書(意見書13別紙 第11)の1頁下から5~6行目によると、聞き取り対象者は「将 来裁判が起こされた場合を念頭にいじめと自殺の因果関係について 資料をまとめ、平成17年5月下旬に幕僚長に提出していた」とあ る。仮に民事訴訟が提起されれば、事件に関する行政文書は書証と して用いられる可能性があるのであるから、「今後、使用される見 込みがなく」などという判断が為されるはずはないのである。また、 仮に護衛艦隊司令部の担当者がさほど法律に詳しくないとしても, 民事訴訟においてはある程度強制的に証拠収集が為されるというこ とは常識として知っていたはずである。仮に現在の手持ちの証拠で は自殺の原因が特定できないとしても、訴訟において新たに出て来 た書証等との「合わせ技」により自殺の原因が特定される可能性は あるのであるから、「その検討に用いられた資料が、既に完成して いた①及び②以上の内容が得られず、今後、使用される見込みがな く」などという判断が為されるはずはないのである(要するに、平 成25年度(行情)答申第89号(平成25年7月8日…意見書1 3別紙第4) 7頁下から4~7行目の記述は,「護衛艦隊報告書の 下資料が存在しない」という虚偽の結論から逆算した、特定職員G らによる作り話なのである。)。

- (ウ)護衛艦隊報告書に書かれている内容のうち、特定情報は、意見書 13別紙第8が資料源と思われる。また、別件の特定情報は、意見 書13別紙第9が資料源と思われる。したがって、意見書13別紙 第8と第9は下資料にあたると解すべきである。
- (エ) 更に言えば、令和元年度(行情)答申第222号(令和元年10月1日 …意見書13別紙第12)に係る行政文書開示請求の対象文書である、「たちかぜ艦長の整理したファイル」も、下資料にあたると解すべきである。同答申の3頁・第5の2(1)ウによると、「たちかぜ艦長の整理したファイル」は、「平成19年1月の『たちかぜ』除籍に伴い、護衛艦隊司令部で保管されていたが、平成22年1月頃に横監法務係に移管された」のであるから、それまでは護衛艦隊司令部で活用され、護衛艦隊報告書の下資料にもなっていたはずである。同答申の末尾に、「たちかぜ艦長の整理したファイル」を構成する22件の文書が記されているが、文書17が意見書13別紙第9であることから見ても、「たちかぜ艦長の整理したファイル」全体が護衛艦隊報告書の下資料であった可能性が高いと思われる。

(15) 意見書14(略)

(16) 意見書15

令和4年8月12日付の追加意見書13(原文ママ)で、令和元年度(行情)答申第222号(令和元年10月1日…意見書15別紙第1)に係る行政文書開示請求の対象文書である、「たちかぜ艦長の整理したファイル」が、護衛艦隊報告書の下資料(本件開示請求対象文書)にあたる可能性について述べたが、若干補足する。

同答申の3頁・第5の2(1) ウに「たちかぜ艦長の整理したファイル」は、「平成19年1月の『たちかぜ』除籍に伴い、護衛艦隊司令部で保管されていたが、平成22年1月頃に横監法務係に移管された」とあるが、護衛艦隊報告書の日付が平成18年1月31日であるから、「たちかぜ艦長の整理したファイル」がその下資料だとすると、時系列が合わないようにも思える。しかし、「たちかぜ」は護衛艦隊の旗艦であるから、護衛艦隊司令部と情報共有していた可能性が高い。すなわち、「たちかぜ」が「たちかぜ艦長の整理したファイル」のコピーを護衛艦隊司令部に渡していた可能性が高い。護衛艦隊報告書にある、自殺した隊員Aの預金・借金に関する記述の根拠が、「たちかぜ」で作成された意見書15別紙第2であると考えられることからしても、「たちかぜ」と護衛艦隊司令部は幅広く情報共有していた可能性が高い。

また、令和4年8月13日付の追加意見書14(原文ママ)で述べたように、そもそも「たちかぜ艦長の整理したファイル」を横須賀地方総監部法務係に移管したのが、アンケート等を隠蔽したことにより防衛省・海上自衛隊が訴訟に(自殺の原因がいじめではなく借金だという)有利な証拠も提出できなくなったことに伴う苦肉の策だったことからすれば、そもそも平成19年1月の「たちかぜ」除籍に伴い、「たちかぜ艦長の整理したファイル」の原本を護衛艦隊司令部で保管開始したというのがウソで、横須賀地方総監部法務係は護衛艦隊司令部から「たちかぜ艦長の整理したファイル」の「コピーのコピー」を取得したというのが真相である可能性もある。

令和元年度(行情)答申第222号(令和元年10月1日…意見書15別紙第1)の末尾に、「たちかぜ艦長の整理したファイル」を構成する22件の文書が記されているが、文書17(意見書15別紙第3)が特定の記述の根拠であることから見ても、また経過概要(文書10・13・16)が護衛艦隊報告書第1項「事故の概要」(5)「事故の状況」1~5頁の記述の根拠と見られることからしても、「たちかぜ艦長の整理したファイル」全体が護衛艦隊報告書の下資料であった可能性が高いと思われる。

(17) 意見書16(略)

- (18) 意見書17(略)
- (19) 意見書18 (略)
- (20) 意見書19 (略)
- (21) 意見書20(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年5月26日付け防官文第10393号により、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「平成18年5月15日付で横須賀地方総監から法務省に発簡された「横浜地方裁判所○○負害賠償請求事件の国家責任を問う損害賠償請求事件の調査について(回答)」の別冊第1の、護衛艦隊司令部幕僚長作成の「『たちかぜ』自殺事案について」、及び護衛艦隊司令部に保管されていた「たちかぜ自殺事件関連文書」こそが本件対象文書であると考える。」として、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全でであり、本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、本件対象文書以外の行政文書を保有していないか改めて探索を行い、それらの文書が全てであることを確認した。

なお、同一文書が対象となった「付紙2頁から3頁(3枚目から4枚目)に言う「調査」(自殺の原因・背景についての調査)の結果を記した文書及びその下資料いっさい。調査が終結していない場合は、調査のために収集・取得された文書いっさい。」の開示を求める開示請求については、平成25年度(行情)答申第89号により、本件対象文書のほかに開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であるとの情報公開・個人情報保護審査会の判断を得ている。また、本

件対象文書の一部については、上記2のとおり、法5条1号、3号及び6 号に該当することから、当該部分を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥 当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和3年5月20日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月10日

審議

④ 同年7月21日

⑤ 令和4年1月5日

⑥ 同年2月14日

⑦ 同年3月23日

⑧ 同月29日

9 同年4月26日

⑩ 同年5月6日

① 同月19日

① 同年6月24日

① 同月28日

(4) 同年7月11日

(15) 同月14日

①6 同年8月9日

① 同月15日

18 同日

① 同日

② 同月17日

(21)同月29日

(22)同月31日

23 同年9月5日

(24) 同月13日

② 同月15日

審査請求人から意見書1及び資料を収受

審査請求人から意見書2及び資料を収受

審査請求人から意見書3及び資料を収受

審査請求人から意見書4及び資料を収受

審査請求人から意見書5を収受

審査請求人から意見書6及び資料を収受

審査請求人から意見書7及び資料を収受

審査請求人から意見書8及び資料を収受

審査請求人から意見書9及び資料を収受

審査請求人から意見書10及び資料を収受

審査請求人から意見書11及び資料を収受

審議

審査請求人から意見書12及び資料を収受

審査請求人から意見書13及び資料を収受

審査請求人から意見書14及び資料を収受

審査請求人から意見書15及び資料を収受

審査請求人から意見書16及び資料を収受

審査請求人から意見書17及び資料を収受

審査請求人から意見書18及び資料を収受

審査請求人から意見書19及び資料を収受

審査請求人から意見書20及び資料を収受

委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審

議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、その一部を不 開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示

決定を求める旨主張するが、その内容は本件対象文書の外にも文書がある はずであり、その開示を求めるというものであることから、その内容に鑑 みれば、具体的には本件請求文書に該当する文書の再特定を求めるものと 解される。

諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから,以下,本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)審査請求人は、開示請求書に付紙として、質問主意書(「海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」における暴行事件等に関する質問主意書」(平成十七年二月二十二日提出質問第二一号))に対する答弁書(「特定議員提出海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」における暴行事件等に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一六二第二一号平成十七年三月八日。以下「答弁書」という。)を添付し、その中の「五について」で言及されている調査の結果を記した文書、及びその答弁書作成に当たり使用された下資料の一切を求めているところ、諮問庁は、理由説明書において、本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであると説明することから、これらについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりである。
 - ア 答弁書の「五について」で言及されている調査の結果を記した文書については、答弁がされた時点では、暴行事件の事実関係については、当該事件の調査結果である「一般事故調査結果」(発簡年月日:17.1.27)が既に完成していたものの、暴行事件の被害者である隊員の自殺の原因については、答弁書においては、調査継続中である旨の答弁となっている。

しかしながら、隊員の自殺原因の特定について、検証を進めるに当たり、自殺者本人が存在せず、また、その原因の裏付けとなる情報が少なく、更には「自殺事案後のアフターケアについて(報告)(発簡年月日:17.1.28)」(文書2)中の自殺した隊員の性格分析等を超える検証が困難であったため、当該調査の継続を断念し、隊員の自殺の原因に関する調査報告書は作成には至らなかった。

イ 答弁書の「五について」に関する資料については、暴行事件の事実 関係の調査結果をまとめた①「一般事故調査結果」(発簡年月日:1 7.1.27),及び暴行事件に係る自殺事案が他の隊員に及ぼす心 理的影響を考慮し実施された調査報告である②「自殺事案後のアフタ ーケアについて(報告)(発簡年月日:17.1.28)」(文書 2)が、既に完成していたことから、この2件が答弁書の下資料とし て用いられた。

- ウ 本件審査請求を受け、改めて関係部署において、本件対象文書以外 の行政文書を保有していないか探索を行ったが、本件対象文書以外に、 本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。
- エ なお、上記アないしウについては、平成25年度(行情)答申第89号(平成25年7月8日付け答申を指す。以下、同答申を「平成25年7月答申」という。)において説明するとおりであり、平成25年7月答申が出された以降においても、特段の事情の変更はない。
- (2) また、答弁書の記述から本件対象文書の完成後においても、調査が行われていたことを示す記載があることから、その調査に関して、完成に至らずとも、作成された資料及び収集した資料が存在するとも考えられるため、平成25年7月答申においても確認しているところではあるものの、これについて改めて当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

本件対象文書の完成後においても、答弁書等の記述にあるように、別の観点から隊員が自殺した原因についての調査を検討していたものの、実際には本件対象文書の内容を超える調査結果を求めることは不可能であるとの判断から、調査の検討にとどまるものであった。この調査の検討において、作成又は収集した資料が存在していたと考えられるものの、本件審査請求を受け、これら資料について関係部署を確認したところ、その存在を確認できなかったものである。これは、当該調査が断念されたことにより、その検討に用いられた資料について、既に完成していた本件対象文書以上の内容が得られず、また、今後も使用される見込みがなく、さらに、この調査対象が隊員個人に係る機微な内容を含むものであったことから既に廃棄されたものと考えられる。以上の説明内容については、平成25年7月答申が出された時点以降も、事情の変更はない。

(3) 上記諮問庁の説明を踏まえ、「調査の結果を記した文書」の存否について検討するに、答弁書や審査請求人が意見書等に添付した資料の記載内容に照らすと、暴行事件の被害者である隊員の自殺の原因については、本件対象文書の完成後も調査が継続していたものと認められるから、本件対象文書の外にも同調査の結果を取りまとめた文書が存在することが推測されるところである。

しかしながら、本件と同旨の事件である平成25年7月答申において、本件対象文書以外に本件開示請求の対象となる文書を保有していると認めることはできないとされていることに加え、本件対象文書以外に本件開示請求の対象となる文書を保有しておらず、平成25年7月答申が出された時点以降においても事情の変更もないとする諮問庁の上記(1)及び(2)の説明を覆すに足る事情は認められない。また、上記(1)

ウの探索の範囲も不十分とはいえず,外に本件請求文書に該当する文書 の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、調査の結果を記した文書について、防衛省が本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していると認めることはできない。

(4)「答弁書の下資料」の存否について検討するに、諮問庁は、「本件対象文書が答弁書の下資料として用いられた。」旨説明する。当審査会において本件対象文書を確認したところ、平成25年7月答申において検討されているとおり、答弁書の記載内容は、本件対象文書に記載されている内容を超えるものではなく、本件対象文書を参照すれば、答弁書は十分に作成できるものであると認められた。

そうすると、平成25年7月答申が出された時点より事情の変更もないとする諮問庁の上記(1)及び(2)の説明を覆すに足る事情は認められず、上記(1)ウの探索の範囲も不十分とはいえず、外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないから、答弁書の下資料について、防衛省が本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していると認めることはできない。

- (5) したがって、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していると認めることはできない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約4年9か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に 開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないの で、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦,委員 白井玲子,委員 常岡孝好

別紙

1 (本件請求文書)

付紙2頁から3頁(3枚目から4枚目)に言う「調査」(自殺の原因・背景についての調査)の結果を記した文書及びその下資料いっさい。

調査が終結していない場合は、調査のために収集・取得された文書いっさい。

2 (本件対象文書)

- 文書1 一般事故調査結果(護衛艦「たちかぜ」の服務事故) (横監監察第 166号(17.1.27)別冊)
- 文書 2 自殺事案後のアフターケアについて(報告) (17.1.28。衛 生企画室)

別表 原処分において不開示とした部分及び理由 文書1

連番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	「3 服務事故関係者の官	個人に関する情報であり、特定の個
	職,氏名」,「5 服務事	人が識別されることから, 法5条1
	故発覚時の概要」,「6	号に該当するため不開示とした。
	服務事故に対する措置	
	等」,「7 服務事故の原	
	因等」,「8 服務事故の	
	及ぼす影響」, 「9 刑事	
	及び民事訴訟の状況」及び	
	「10 服務事故再発防止	
	に関する意見等」のそれぞ	
	れ一部	
2	「7 服務事故の原因等	海上自衛隊の編制に関する情報であ
	イ 管理上の要因」の一部	り、これを公にすることにより、護
		衛艦の態勢が推察され, 海上自衛隊
		の効果的な任務の遂行に支障を及ぼ
		し、ひいては我が国の安全を害する
		おそれがあることから、法5条3号
		に該当するため不開示とした。

文書2

連番	不開示とした部分	不開示とした理由
3	「4 対象者」の一部	護衛艦の態勢に関する情報であり,
		これを公にすることにより, 海上自
		衛隊の効果的な任務の遂行に支障を
		及ぼし,ひいては我が国の安全を害
		するおそれがあることから,法5条
		3号に該当するため不開示とした。
4	「5 実施者(ケアチー	個人に関する情報であり、特定の個
	ム)」の所属,階級等及び	人が識別されることから, 法5条1
	氏名	号に該当するとともに, 今後同種の
		事案において関係者への適切な心理
		的ケアの提供や事故発生の要因分析
		が困難となるなど、当該業務の適切
		な事務の遂行に支障を及ぼすおそれ

		があることから、法5条6号に該当
		するため不開示とした。
5	「6 実施結果の要約」	個人に関する情報であり、特定の個
	(1)ア,イ及びウの全て	人が識別されることから, 法 5 条 1
		号に該当するため不開示とした。
6	「6 実施結果の要約」	自殺事故アフターケアに関する実施
	(2)ア及びイの全て並び	内容,結果の分析・評価についての
	に (3) の一部	詳細な情報であり、これを公にする
		ことにより,今後同種の事案におい
		て心理的調査,関係者への適切な心
		理的ケアの提供,事故発生の要因分
		析が困難となるなど,当該業務の適
		切な事務の遂行に支障を及ぼすおそ
		れがあることから、法5条6号に該
		当するため不開示とした。